

# 日本特殊陶業市民会館「特別申請」のご案内

このたびは日本特殊陶業市民会館のご利用を検討いただき、誠にありがとうございます。

日本特殊陶業市民会館では、大ホール・中ホールをご利用いただく際に通常の使用申込よりも早い時期に申し込みができる「特別申請」の制度を設けておりますが、以下の各事項をご確認、ご理解いただいたうえでお申込ください。

1 特別申請の受付期間は、使用希望日（2日以上の場合は最初の日）の属する月の24か月前の月の初日受付日の16時から申請と抽選を行います。

2 一般の利用枠を確保するため、特別申請には日数制限を設けています。原則として各月各曜日の合計日数の2分の1までとなります。

3 「特別申請申込み」用紙に必要な事項を記入していただき、優先順位の高い順に希望日の仮押さえを行っていただきます。優先順位が同等の主催者が複数いる場合に、希望日の仮押さえをする順番の抽選を行います。複数の申込者がいる場合、1団体の申込が出来る件数は1件までとなります。※各月各曜日の2分の1に達した時点で申込みは終了します。

4 仮押さえをした主催者様は「使用申込書」「特別申請理由書」を1週間以内にご提出をお願いします。

5 書類受理後、特別申請審査会（月2回実施）にて審査を行います。審査承認後、主催者様にご連絡致します。審査を通過した特別申請は、原則としてキャンセルはできません。

## ▼特別申請の受付基準

（ア）市又は市の機関が主催する行事

（イ）外国アーティスト等で企画に長期間を要する行事

（ウ）公益財団法人名古屋市文化振興事業団が主催する行事（市の補助対象事業のみ）

（エ）公益財団名古屋フィルハーモニー交響楽団が主催する演奏会

（オ）指定管理者が市の承認を得て行う行事

（カ）全国的な規模の行事

（キ）ネーミングライツスポンサーが主催する行事（ネーミングライツ契約に基づく使用に限る）

（ク）大ホール又は中ホールを連続して全日2日以上使用する行事

日本特殊陶業市民会館

052-331-2141